

登録患者の追跡方法の可能性

A. 死亡票追跡

井上 真奈美*

はじめに

死亡票追跡は、現在わが国のがん登録で最も広く行われている予後追跡方法である。また、死亡票追跡で行われる死亡票照合は、地域がん登録においてがん罹患数を把握するため不可欠な作業である。ここでは、死亡票照合による追跡の手順、及びその特徴と実用性について述べる。

1. 死亡票照合による追跡の手順

死亡票照合による追跡は以下のようない手順で行う。

1) 調査資料の使用許可

- ①死亡小票：がん登録の実施主体が、厚生省大臣官房統計情報部長宛に、死亡小票情報に関する「地域がん登録」目的の使用申請を行う。
- ②人口動態テープ：上記と同様に、厚生省大臣官房統計情報部に購入申請を行う。申請受理後、テープを(財)厚生統計協会より購入する。実際には、死亡小票使用申請をしていないと、人口動態テープの購入はできない。

2) 照合方法

- ①登録されている患者のうち、既に死亡票照合によって死亡が確認されている患者と集計診断年以降に診断された患者を除くす

べての者について、がん登録データベースと人口動態死亡テープとを、居住市町村ごとに、生年月日、性によりマッチさせた照合リストを作成する。リストには、居住市町村や生年月日、性の他、がん登録データベースに記録されている氏名とがんの部位コード、人口動態死亡テープに記録されている事件簿番号、死因コード、死亡日などの項目を出力しておく。

- ②すべての死亡者について、その事件簿番号と一致する死亡小票の氏名や住所を確認し、当該死亡者が、マッチしたがん登録患者と同一人であるかどうかを個々に確認していく。同一人ではない場合においても、どちらかのデータの記載・入力ミス等により、別人としてリストアップされている場合、同じ生年月日・性を持つ者が2人以上存在する場合、転居のため他市町村に一方の情報がリストアップされている場合などがあり、これらについて注意深く点検する。
- ③この作業により、死因ががんで死亡票のみの患者を同定し、さらに、既に登録されている患者には、がん登録データベース上に死因や死亡年月日等の死亡情報を付け加える。

2. 死亡票照合の特徴

死亡票照合には以下のようない特徴がある。

*愛知県がんセンター研究所疫学部 研究員

〒464-8681 名古屋市千種区鹿子殿1-1 TEL 052-762-6111 FAX 052-763-5233

- 1) 人口動態死亡データは、一部の同定項目を除き既に磁気媒体になっているため、電算処理による照合リストの作成は容易である。しかし、氏名、住所の詳細が含まれていないため、結局、一件ずつ手作業で死亡小票情報を確認しなければならず、手間がかかる。
- 2) 登録患者が県内の他市町村に転居した場合、がん登録データと人口動態死亡データが違う市町村にリストアップされており、患者の生前に登録室が転居を把握していない場合、照合もれになってしまう可能性が高い。特に、愛知県のような多人口県では、市町村別に照合しないと、作業が莫大になってしまふため、この転居による照合もれの危険性が高くなる。
- 3) 登録患者が他府県に転居した場合、事实上、照合もれとなる。
- 4) 死亡票照合は死亡の確認であり、生存の確認はできない。
- 5) 死亡小票情報によってがんの診断年月日を把握することは困難である。
- 6) 死亡票追跡のみによる生存率算出を行うと、実際の生存率より高く見積られる。例えば愛知県の場合、過去の調査研究から、

死亡票のみによって算出した5年生存率は実際の5年生存率の約1割程度高く見積もられている可能性のあることが明らかにされている¹⁾。

3. 実用性、難度

死亡票照合は、地域がん登録においては罹患数算出上不可欠である。また、死亡小票は保健所ベースで保管・管理されているため、行政主体の「地域がん登録」という立場で利用するのは困難ではない。磁気媒体において利用可能な情報に制限があり、作業効率に影響を与えて一方、わが国で実施可能な予後追跡方法の中では、最も容易に行うことができるので、最低限この方法を取り入れるのは不可欠であり、同時にやむを得ない現状である。

文献

1. Inoue, M., Tajima, K., Tominaga, S. et al.: Evaluation of the death certificate follow-up method for the analysis of survival rate: data from Aichi Prefecture, Japan. Jpn. J. Clin. Oncol. 28: 30-35, 1998.